

平成27年度 専門部会 権利擁護部会の活動報告

| 日 時            | 会 議 名 | 内 容   | 具 体 的 活 動   |
|----------------|-------|---|---|
| 平成27年<br>6月11日 | 第1回部会 | あいサポーター養成講座について<br>精神疾患、患者等に関する広報掲載<br>出前講座についての検討    | 障害者差別解消法の施行に伴い部会の根幹である障がい者理解のための活動の進め方を検討（あいサポート研修を活用）<br>精神疾患に特化して今年度は講演会を実施、広報で特集と組む。 |
| 7月 3<br>日      | 第2回部会 | あいサポート養成講座の各進捗<br>広報掲載について                            | あいサポート研修実施で生駒版DVDの作成検討  |
| 9月 9<br>日      | 第3回部会 | 広報について報告<br>あいサポート運動報告<br>次年度の活動について<br>一般向けあいサポート研修会 | DVDの作成について、当事者・家族の意見聴取<br>広報特集の進捗について   |
| 10月15日         | 第4回部会 | あいサポート養成講座<br>あいサポート研修内容検討<br>トイレマップ（仮称）の作成について       | DVDはスライドで作成<br>障がい者トイレマップ作成について内容検討   |
| 12月16日         | 第5回部会 | 第2回あいサポーター養成講座 報告<br>トイレマップについて<br>部会としての課題整理         | あいサポート研修生駒市版スライド内容検討等<br>次年度に向け部会の課題整理の検討を行い、活動内容を部会員で確認が必要                             |
| 平成28年<br>1月20日 | 第6回部会 | DVD あいサポート生駒版検討<br>次年度の活動<br>メンバーの選出                  | 同上  |

## 権利擁護部会 活動テーマ

「広く、障がいについて理解を深めてもらう。」

## 平成27年度 活動目標

「あいサポート養成講座」を活用し、理解を深めてもらう活動を行う。

平成28年4月1日から全面施行される、障害者差別解消法について理解する。

## 活動内容

あいサポート養成講座を実施。内容について、生駒市の障がい者の様子を知るような研修内容の検討、作成を行う。

| 平成27年度 あいサポート運動実績 |               |            |            |
|-------------------|---------------|------------|------------|
| 実施日時              | 団体名           | 受講者数       | 備考         |
| H27年6月10日(水)      | 生駒市民生児童委員西地区  | 37         |            |
| H27年8月31日(月)      | 身体障害者当事者、支援者  | 17         | 当事者9 支援者8  |
| H27年9月3日(木)       | 生駒市手をつなぐ育成会   | 10         |            |
| H27年9月8日(火)       | 精神障がい者当事者、支援者 | 13         | 当事者11 支援者2 |
| H27年12月1日(火)      | 生駒市立南中学校1年他   | 78         |            |
| H27年12月7日(月)      | 一般市民          | 15         |            |
| H28年1月13日(水)      | 生駒警察署員        | 16         |            |
| H28年1月26日(火)      | 生駒警察署員        | 10         |            |
| H28年2月25日(木)      | 生駒市役所職員(管理職)  | 104        |            |
| H28年3月16日(水)      | 生駒市指定管理事業者    | 28         |            |
|                   |               | <b>328</b> |            |

障がい者理解のため、精神疾患についての広報特集を企画する。

トイレマップ作成の企画を行う。

## 平成28年度の活動方針

障害者差別解消法施行に伴い、障がい者理解のための啓発活動を行う。